

さいたま市放課後児童健全育成事業の届出に関する 手引き

令和3年4月改訂版

さいたま市子ども未来局

子ども育成部青少年育成課

はじめに

平成27年4月から、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業を行おうとする事業者は、各市町村長への事前の届出により、放課後児童健全育成事業を行うことができることとされました。

そのため、さいたま市内において放課後児童健全育成事業を行おうとする事業者は、本手引きに従い、当該事業開始前にさいたま市長へ届出を行ってください。

1. 届出の概要について

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号。以下、「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行おうとする事業者は、あらかじめ市長に届出を行う必要があります。

2. 届出における放課後児童健全育成事業運営者について

届出を行う必要のある放課後児童健全育成事業運営者（以下、「事業者」という。）は法第34条の8の2の規定に基づき、「児童福祉法」、「放課後児童クラブ運営指針」（厚生労働省作成）、「さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定められた基準を満たす事業者です。

3. 届出期限

当該事業を行おうとする事業者は、事業開始前にさいたま市へ届出を行ってください。

4. 届出事項

放課後児童健全育成事業を行おうとするものは、法第34条の8第2項、児童福祉法施行規則（以下、「規則」という。）第36条の32の2の規定に基づき、次に掲げる事項をさいたま市長へ届け出てください。なお、様式は別紙1～2を使用するか、以下の項目をすべて満たした任意の様式をご使用ください。

- (1) 事業の種類及び内容
- (2) 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 運営規程
- (5) 職員の定数及び職務の内容
- (6) 主な職員の氏名及び経歴
- (7) 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- (8) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (9) 事業開始の予定年月日
- (10) 収支予算書及び事業計画書（ただし、市長がインターネットを資料してこれらの内容を閲覧することが可能な場合は、この限りではない。）

5. 事業変更等の届出

当該届出に変更等が生じた場合は、法第34条の8第3項の規定に基づき、変更の日から1月以内にその旨を市長へ届け出てください。

なお、様式は別紙3を使用するか、以下の項目をすべて満たした任意の様式をご使用ください。

- (1) 変更する事項の変更前後の比較
- (2) 変更年月日
- (3) 変更事由
- (4) 変更後の措置
- (5) その他、変更事項により必要な内容

6. 事業休止又は廃止の届出

当該事業を休止又は廃止する場合は、法34条の8第4項、規則36条の32の3の規定に基づき、あらかじめ市長へその旨を届け出てください。

なお、様式は別紙4を使用するか、以下の項目をすべて満たした任意の様式をご使用ください。

- (1) 廃止又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止又は休止の理由
- (3) 現に便宜を受けている児童に対する措置
- (4) 休止しようとする場合は、休止の予定期間

7. 届出先

さいたま市 子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課 放課後児童係

住所：さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話：048-829-1717

8. 市長の調査、事業に対する命令等

法第34条の8の3に基づき、市長は必要と認める場合は、事業者に対し、事項の報告を求め、調査を行う権限を有します。また、市長は事業が条例等に適合しないと認めた場合、必要な措置を採るべき旨を命じ、改善が見られない場合は事業の制限又は停止を命じることができます。

さいたま市放課後児童健全育成事業の届出に関する手引き

- ・平成27年4月 策定
- ・令和 元年5月 改訂
- ・令和 3年4月 改訂

別紙 1

年 月 日

(あて先)
さいたま市長

住所 (法人又は団体であるときは、主たる事務所の所在地)

事業者

名称 (法人名又は団体名及び代表者の職・氏名)

放課後児童健全育成事業開始届

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始したいので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2の規定により、関係書類を添付の上届出いたします。

記

事業の種類及び内容	
事業者(法人・団体)の名称	
代表者の職・氏名	
事務所及び施設の所在地	事務所所在地： 施設所在地：

添付資料

- ・ 定款その他の基本約款
- ・ 運営規程
- ・ 施設平面図
- ・ 施設周辺地図 (最寄りの小学校から施設への登室経路を記載したもの)
- ・ 収支予算書

(ただし、ホームページ等で閲覧可能な場合は省略可)

事業計画書

(年 月 日現在)

1 施設の名称 _____

2 所在地 埼玉県さいたま市 _____

3 開始予定年月日 _____年 _____月 _____日

4 開設場所

《施設の区分》 [以下のいずれかに丸を付けてください]

- ・法人（法人関係者）所有施設
- ・民間賃貸借物件（戸建て、マンション、その他）
- ・その他（ _____)

《構造》 [以下のいずれかに丸を付けてください]

【 鉄筋 ・ 鉄骨 ・ 軽量鉄骨 ・ 木造 ・ プレハブ ・ その他
(_____) 】

《建物の階数、建築年月》

施設は _____階建ての _____階部分 、 _____年 _____月 築

《面積、定員》

延床面積 _____ m² (専用区画 _____ m²)

※専用区画：延べ床面積から事務室、トイレ、水場、ロッカー、家具等の児童の育成支援に使用できない面積を除いた面積

定員 _____人

5 設置主体 [以下のいずれかに丸を付けてください]

【 社会福祉法人 ・ NPO法人 ・ 株式会社 ・ その他 (_____) 】

6 開設状況

年間開設日数 _____日

開設時間 [平日： _____時 _____分 ~ _____時 _____分
土曜： _____時 _____分 ~ _____時 _____分
学校長期休業日： _____時 _____分 ~ _____時 _____分]

別紙3

年 月 日

(あて先)

さいたま市長

住所 (法人又は団体であるときは、主たる事務所の所在地)

事業者

名称 (法人名又は団体名及び代表者の職・氏名)

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

記

施設の名称	
施設の所在地	
変更する／した事項 の変更前後の比較	(イ) 変更前 (ロ) 変更後
変更年月日	
変更事由	
変更後の措置 (入室している児童 への影響及びその対 応)	

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付。

別紙4

年 月 日

(あて先)

さいたま市長

住所 (法人又は団体であるときは、主たる事務所の所在地)

事業者

名称 (法人名又は団体名及び代表者の職・氏名)

放課後児童健全育成事業廃止 (休止) 届

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止 (休止) するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

記

施設の名称	
施設の所在地	
廃止 (休止) 年月日 (休止の場合は休止期間)	
廃止 (休止) の理由	
変更 (廃止) 後の措置 (入室している児童への措置)	